

令和3年度第1回化学物質審議会

産業構造審議会製造産業分科会第9回化学物質政策小委員会

議事録

日時：令和4年1月31日（月曜日）15時00分～16時53分

場所：オンライン開催（Teams）

議題

- （1）化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について
- （2）化学物質審議会の審議状況等に関する報告

議事内容

○楠田補佐 私、経済産業省化学物質管理課の楠田と申します。よろしくお願いいたします。

定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第1回化学物質審議会及び産業構造審議会製造産業分科会第9回化学物質政策小委員会の合同会合を開催いたします。

本日はお忙しいところを御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は化学物質審議会、化学物質政策小委員会ともに委員の過半数に御出席いただき、定足数を満たしておりますので、その旨報告申し上げます。

また、本日はオンラインでの開催とさせていただきます。御発言の際にはビデオ及びマイクをオンに、終わりましたらビデオをオフ、マイクをミュートにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。接続状況が悪い場合はマイクのみでの発言にさせていただければと思います。

資料につきましては、委員の皆様には事前にメールで送付させていただいた資料0から9と、参考資料1及び2になります。そちらを御確認ください。また説明時には画面上にも資料を投映いたしますので、適宜御参照ください。

審議中に接続不良や投映している資料が確認できない等のトラブルがございましたら、コメント欄に氏名、不具合内容を打ち込んでいただけますでしょうか。事前に登録していただいた電話番号に連絡する形で、別途事務局が対応させていただきます。電話に出られる状態にしてお待ちください。事務局の緊急連絡先も後ほどコメント欄に記入いたします。

ので、そちらも併せて御活用ください。

それでは、開催に先立ちまして、事務局を代表して経済産業省製造産業局担当審議官・新川から御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○新川審議官 経済産業省製造産業局担当の審議官をしております新川達也と申します。よろしくお願いいたします。

本日は御多用の中、委員の皆様におかれましては御参加いただきまして感謝申し上げます。コロナウイルスの感染予防の観点から、今年度もオンラインで開催することとなりました。御不便をおかけすることもあるかと思いますが、スムーズな会議運営に努めてまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

本審議会は1年ぶりの開催となりますが、傘下の部会やワーキンググループにおいて委員の皆様から多岐にわたる御指導を賜り、化学物質管理法令の執行及び制度設計を進めることができいております。

後ほど事務局から御説明させていただきますが一部だけ御紹介させていただきますと、化審法における化学物質の有害性判定や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた代替フロン削減の取組の方向性等におきまして、御助言をいただいております。御参加いただいた委員の皆様にご改めて感謝を申し上げます。

本日の会合では化学物質管理政策全体について最近の取組等を御報告させていただきますので、現状の取組や今後の政策の方向性について幅広く御意見をいただけると幸いです。

特に近年、SAICMを初めとする国際的な議論や欧州における化学物質管理の動向に目を向けますと、製品のライフサイクル全体を意識した化学物質管理の取組が動きつつあるという印象を受けております。加えて、デジタル技術の変革や循環型社会の構築といった動向も踏まえますと、化学物質管理を取り巻く環境が変わり得る時期でもあると推察をしております。

我が国でも、こうした背景を踏まえて化学物質管理の在り方について、中長期の視点から見詰め直すよいタイミングになってきているものではないかと考えております。ぜひ委員の皆様には忌憚のない御意見をいただければ幸いです。本日はよろしくお願いいたします。

○楠田補佐 ありがとうございます。

次に、委員の御紹介ですが、参考資料2、委員名簿を御参照ください。時間の都合上、

読み上げは割愛させていただきます。

なお、本日は赤堀小委員会専門委員の代理として中野様に参加していただいております。そのほかの委員は、皆様出席いただいております。

この合同会合では簡単な議事概要及び詳細な御発言を記載した議事録を作成し、後日、公表する予定にしております。議事録案は後日、事務局から委員の皆様にご確認をいただきますので、その際はよろしくお願いたします。

それでは、東海会長・委員長に一言、御挨拶をいただいた上で議事進行をお願いしたいと思います。東海会長、よろしくお願いたします。

○東海会長・小委員長　大阪大学の東海と申します。昨年に引き続きましてオンラインでの会合となりました。

コロナ禍は、経済システムを通じて生活、そして産業に直接、間接的に、化学物質政策にも影響が及んでいる面があるかと思われま。本日は限られた時間ではございますが化学物質政策に関し、ぜひ委員の皆様方から忌憚のない御意見をお寄せいただき、今後の化学物質政策の発展に生かしていただければ幸いに存じます。

それでは、早速、これより議事に入りたいと思います。進め方としましては、まず事務局から議題1の「化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について」、資料1から資料8までを一通り説明いただいた後、質疑応答及びディスカッションの時間を設けたいと思います。

それでは、事務局から資料1から順に説明をお願いいたします。

○宮原化学物質管理課長　事務局の化学物質管理課長・宮原でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1から御説明をさせていただきます。

1ページ目、お願いたします。こちらは日本の化学物質管理に関する制度を体系的に示したものでございます。経済産業省では、このうち緑色の枠の6つの法律を所管してございます。

2ページ、お願いたします。こちらは今御紹介した6つの法制度の概要及び、それに対応する条約の概要になります。

3ページ、お願いたします。それぞれの法制度につきまして、ここ数年の動向を簡単にまとめています。

詳細につきましては後ほど資料2以降で説明をさせていただきますが、簡単に申し上げ

ますと、1番目、化審法につきましては条約に合わせた対象物質の追加。2番目、化管法につきましては対象物質の入替え。3番目、フロン関係につきましては気候変動問題に対応するため、2050年や2030年に向けた目標や政策の強化。4番目、化兵法については条約に合わせた対象物質の追加。5番目、水銀法については水銀使用製品の規制の開始。6番目、その他横断的な事項として申請手続の電子化の促進などの対応を行ってまいります。

資料1は以上でございます。

○藤沢化学物質安全室長　それでは、資料2に従いまして、化学物質安全室の藤沢から説明をさせていただきます。

まず、3ページからお願いいたします。化審法は化学物質による環境汚染を防止することを目的とした法律で、大きく3つの項目で成り立っております。1つ目が新規化学物質の事前審査、2つ目が上市後の化学物質の管理、3つ目が第一種特定化学物質の規制になります。

4ページをお願いいたします。これは新規化学物質の届出の際の試験項目として、分解性、蓄積性、あとは人及び生物に対する毒性について確認をしております。

5ページに進みます。化審法の体系でございます。上市前と上市後に分かれています。真ん中のところで分かれています。上市前、新規化学物質を上市するためには、前ページで示した項目の試験データを提出していただき、審査部会による審査を受けていただく必要があります。また点線で囲まれている低生産、少量新規、中間物などの試験免除特例も設けております。

上市後ですが、こちらは安全対策部会によるリスク評価により優先物質、また第二種特定化学物質へと指定がなされていきます。また監視化学物質、第一種特定化学物質へと指定されていく流れ。この2つがございます。

次のページをお願いいたします。次は、新規審査の現状です。

7ページには新規審査の種類と、その際の必要な資料等が記載されております。

直近の化審法の大きな改正点としましては、審査特例制度の低生産新規と少量新規の年間の上限值を、製造輸入量から環境排出量ベースへと変えた点になります。これにより環境排出量の少ない用途であれば、上限による個社間の数量調整を減らすことが可能となりました。

次のページをお願いいたします。8ページでございますが、そこに改正前と改正後の少量新規の実績を表しております。2018年度でございますが、約3万6,000件の届出に対し

4,000件の数量調整が行われました。2019年以降は環境排出量で1トンとなったことによりまして、数量調整の数が六百数十件と8割以上減少しており、事業者におけるビジネスの予見性が向上したものと考えております。

次に、リスク評価の現状です。

10ページですが、化審法のリスク評価の進め方になります。一般化学物質のスクリーニング評価を行い、優先評価化学物質、そして優先評価化学物質のリスク評価を経て、第二種または一般に戻るという流れでございます。

11ページでございますが、これはスクリーニング評価のマトリックスで、主に高に該当する部分のものが優先評価物質に指定されていきます。これは毎年実施されております。

12ページをお願いします。現在のリスク評価の現状ですが、1社で1トン以上製造された一般化学物質の実績数量を報告していただきます。そのうち全国で10トン以上超えるものは、約8,200物質です。スクリーニング評価対象物質というところですが、約8,200物質について、先ほどのマトリックスを使ってスクリーニング評価を実施いたします。そして現在、227物質の優先評価化学物質が指定されているところでございます。

優先評価化学物質になりますと、より詳細な用途・数量の報告がなされますので、それに厚労省、環境省が調べた有害性情報からリスク評価を段階的に実施してまいります。最終的に規制の必要があるものにつきましては第二種特定化学物質へ、リスクの懸念の低いものについては一般化学物質へと戻っていくこととなります。

14ページでございます。これは先ほど課長からも説明がありましたが、POPs条約の最近の動きと化審法での対応についてでございます。POPs条約は残留性、蓄積性、毒性が高く、長距離移動性が懸念される物質を規制する条約でございます。最近の動きとしまして現在、POPs委員会の各プロセスで検討されています物質がフロー図で示されております。縦に流れているフロー図でございます。その中の最下位にありますPFHxSが締約国会議で最終決定の段階に来ているところですので、次に規制されていくのがこの物質になっていくこととなります。

3.化審法における措置という部分でございますが、ここではCOP9でジコホル、PFOA及びその塩、PFOA関連物質を廃絶対象物質とすることが決められたので、化審法の施行令を改正し、第一種特定化学物質への指定措置を講じているところでございます。

そのスケジュール関係が次のページ、最後になりますがございます。

まずジコホル、PFOA及びその塩につきましては昨年4月21日に公布をしています。

10月22日に施行となっております。PFOA関連物質につきましては、当初の指定案では本来対象とならない物質まで含まれること、さらに追加でエッセンシャルユースの議論が生じたことにより、2段階での施行としております。現在、PFOA関連物質の指定、あとエッセンシャルユース等の指定については審議会でも再審議が終了し、公布に向けて手続を進めているところでございます。

これ以降は参考資料となりますので、化審法の施行状況につきましては以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○濱口化学物質リスク評価室企画官 資料3、化管法の施行状況と動向について、化学物質リスク評価室 濱口から御説明いたします。

1 ページ目になります。化管法は事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。2つの制度で構成されています。

PRTTRにつきましては第一種指定化学物質、現在462物質ですが、その取扱事業者が対象物質の環境中への排出量や廃棄物への移動量などを把握し、国に届け出るというものです。国は届け出られた排出量、移動量を集計し、また届出の対象ではない排出などの推計排出量を算出します。それらを合わせて年に1回、公表しています。

SDS制度は第一種と第二種の指定化学物質、現在562物質ですが、その取扱事業者が対象物質を他の事業者に譲渡・提供するときに、その物質の性状や取扱いに関する情報を提供することを義務づけています。

2 ページ目をお願いします。PRTTR制度に基づく集計は、直近で昨年3月に令和元年度の結果が公表されています。左側のグラフは対象物質全体、右側のグラフは制度創設時から継続している物質に関する排出量等の推移です。前年度からは減少していますが、10年前の改正以降、全体としておおむね横ばいとなっています。引き続き注視してまいります。

3 ページ目、お願いします。排出量等のデータは化学物質ごとの濃度マップ、事業者ごとの排出量マップなどに反映させ、公開しています。

4 ページ、お願いします。SDSは取扱いの際の有益な情報伝達ツールです。JISに記載項目等が規定されており、JISは国連GHS文書に対応しています。

5 ページ目、お願いします。GHSは化学品の安全な使用、輸送、廃棄が確実に行われるよう、国際的に調和された分類及び表示方法です。事業者へのSDS作成支援としてG

H S分類ガイダンスを公表しています。また、より利便性の高いW e b版の混合物分類判定システム（N I T E－Gmiccs）を開発し、昨年4月にN I T Eのホームページに公開しました。現在、従来のインストール版からN I T E－Gmiccsに移行させているところです。さらに、問合せ対応、Q Aの更新、セミナー開催など、そのほかの支援や普及にも努めています。

6 ページ、お願いします。化管法は制度全体に関する審議、それを踏まえた物質選定に関する検討を行い、答申に基づき昨年10月に改正政令が公布されました。

7 ページ、お願いします。改正後の対象物質数は649物質です。

8 ページ、お願いします。1年ほど前、改正政令案についてパブリックコメントを実施いたしました。約3,000通の御意見を慎重に精査し、名称や指定範囲を見直すなど必要な修正を行いました。

9 ページ、お願いします。施行前の準備期間を十分取るために、改正政令の施行日を令和5年4月といたしました。御覧の図は上段がS D S制度、下段がP R T R制度で、改正政令の対象物質はオレンジ色の網かけ部分が該当します。

10ページ目、お願いします。令和5年の施行に向けて、P R T R関連ではマニュアルの改訂作業などを進めています。S D S関連ではG H S分類情報の整理などを進めています。

11ページ、お願いします。また、届出様式の改訂など必要な省令改正を進めており、今年度内をめどに公布することを目指しています。実施中の化学物質管理セミナーでも御案内していますが、P R T R制度とS D S制度が同時施行となるため早めにS D Sの提供を行っていただきたいこと、答申の御指摘を踏まえ管理番号を設定・公開しておりP R T Rの届出等に使用していただく予定であることなどにつきまして、様々な機会を活用してしっかり周知してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○田村オゾン層保護等推進室長　　オゾン層保護等推進室長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からはフロン対策の最近の動向について簡単に御説明いたします。

1 ページ目、お願いします。一昨年秋に、日本は2050年カーボンニュートラルを宣言しました。これは2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという宣言です。また昨年春の気候サミットでは、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減する、そして、さらに50%の高みに挑戦することを宣言しております。

2 ページ、お願いします。温室効果ガス全体の排出量は2014年度以降減少傾向にあります。一方で、代替フロンであるHFCの排出量は引き続き増加しているところです。

3 ページ目、お願いします。そのため、昨年10月に改訂されました地球温暖化対策計画においても、HFCの2030年度における削減目標値を従来の33%から55%に大幅に引き上げております。

4 ページ目、お願いします。昨年4月には産構審フロンワーキングと中環審フロン小委の合同会合を開催いたしまして、2050年カーボンニュートラルに向けたフロン分野における取組の方向性を取りまとめていただきました。蛇口、上流、中流、下流とフロンのライフサイクルにおける各段階において、それぞれ我々が取り組むべき方向をお示しいただいております。

5 ページ、お願いします。ライフサイクル全体を通してのフロンの排出抑制を経済産業省は、環境省とともに、オゾン層保護法とフロン排出抑制法の2つの法律で進めているところです。

6 ページ目、お願いします。まず製造・輸入規制に関しましては、モントリオール議定書のキガリ改正という国際約束がございます。日本の場合は、このスライドに緑の階段で示した上限値を超えないようにしながら、製造・輸入量を2036年には基準年の15%にしなければなりません。そのため、フロンの使用見通しをスライドの青い線から赤い線に改正し、オゾン層保護法に基づいて製造・輸入量を事業者に割り当てているところでございます。

7 ページ、お願いします。一方で、代替フロンの9割以上を占める冷媒が不足することで、例えばコールドチェーンに悪影響が出てしまうとか、そういった社会的な混乱を招くおそれがあります。これを回避するために私ども経産省ではNEDOプロジェクトを活用して、スライドにあるような技術開発を支援しているところでございます。

8 ページ目、お願いします。フロン排出抑制法では、フロン使用製品に対するトップランナー制度である指定製品制度を導入しています。温暖化係数の最も低い製品に合わせて、目標年までに目標値とする温暖化係数を達成するという制度でございます。既にこの表にあるような製品が指定されておまして、例えば一番上にある家庭用エアコンなどは、目標値である温暖化係数750を既に達成しています。また太字でビル用マルチエアコンとありますように、新たな製品分野を順次指定しているところです。

9 ページ、お願いします。こちらは昨年11月の産構審、中環審合同会議でお示したシ

ナリオです。2つのマイルストーンからバックキャストで、達成すべき温暖化係数を試算いたしました。

1つは2030年における主要見通しで、我々の試算によれば、2030年に新たに販売される全てのフロン使用機器は温暖化係数の加重平均が450以下である必要があります。例えば先ほどの家庭用エアコンは、現在の目標値は750ですのでさらに切り込む必要があります。

もう1つのマイルストーンが2050年カーボンニュートラルです。2050年にフロンの排出量をゼロにする。そのためには、例えば機器寿命を13年と置きますと、2036年には新たに販売される機器の温暖化係数が10以下であることが必要になります。この時点でどうしてもフロンを使わなければならない機器があったとしても、使用時の漏えいがゼロであるということと、廃棄時の回収が100%であることが求められることになります。

10ページ目、お願いします。そのため、漏えい対策も重要になりますけれども、人間による監視だけに頼ってはいは漏えいゼロの実現は困難だと思っております。そのため、我々はフロン使用機器が漏えいを検知して知らせるという遠隔監視システムの導入も進めていきたいと考えております。

11ページ、お願いします。そしてライフサイクルの下流では廃棄時のフロン回収対策が重要になります。そのため、フロン排出抑制法の規制を強化して2020年から施行しました。2020年度のフロン回収率はこれまでから改善いたしまして、初めて40%を超えましたけれども、これをさらに高めていく必要がございます。

12ページ、お願いします。我々は規制強化について、パンフレットや説明会などに加えて、YouTubeのようなメディアも活用しながら周知徹底してまいります。また、さらなる普及啓発のために、昨年は冷房と暖房を使い始める時期に合わせてTwitterによる広報も行いました。このようにフロンのライフサイクルの各段階で2030年、そして2050年を見据えた対策を引き続き鋭意進めていく所存でございます。

私からは以上でございます。

○太田化学兵器・麻薬原料等規制対策室長　　続きまして、化学兵器室・太田から御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

資料5を御覧ください。1ページ目を御覧ください。化学兵器禁止法の施行状況でございます。化学兵器禁止条約に基づきまして、特定の化学物質を製造する事業所の情報や輸出入の状況を化学兵器禁止機関（OPCW）に申告しております。OPCWは申告の内容を検査により検証しており、日本は、年間20回程度の検査を受け入れてございます。コロ

ナの影響で検査は2020年4月以降中断しておりましたが、昨年11月に実施したところでございます。

2ページをお願いいたします。化学兵器禁止法の概要でございます。条約に規定する物質を事業所ごとに製造等の実績を届出・申告してございます。軍事活動におきましては内閣府と外務省等が担当いたしまして、産業活動は経済産業省が担当してございます。

続いて、3ページをお願いいたします。昨今の課題でございます。国際面では2018年に条約対象外の神経剤、いわゆるノビチョクと言われているものを用いた殺人未遂事件が英国で発生し、条約の規制対象に追加いたしました。これにより、国内でも2020年に規制対象物質として指定追加いたしました。今後もこのような事案が発生したら対応していく予定でございます。

国内面では要人の来日や博覧会等の大規模イベント開催の際に、事業者への化学物質の保管や管理の徹底をお願いしております。また、令和4年度より届出手続のオンライン化を開始するため、システムの構築を進めているところでございます。

資料5は以上でございます。

○宮原化学物質管理課長　　続きまして、資料6、水銀法関係について御説明いたします。化学物質管理課の宮原です。

1ページと2ページは水銀法と水俣条約の概要になります。

2ページ、お願いいたします。条約のうち環境中への排出管理につきましては既存の法令で、また水銀を使用した製品の製造や輸出入の管理は水銀法などで規制をされております。

3ページ、お願いいたします。水銀を使用した製品のうち枠囲いの中で示した製品が規制対象の製品であり、一昨年末から完全実施をされております。技術的に代替が困難であるなど条約で認められた例外的な場合を除き、製造などが禁止されています。

4ページ、お願いします。水銀を使用した製品の規制対象範囲や例外用途については、条約の附属書Aの中で定められております。この内容につきましては技術動向などを踏まえまして、定期的に見直しを行うこととなっており、1回目の見直しが今年春の締約国会合で検討されることになっております。日本の場合は水銀を使わない製品の代替が比較的進んでおりまして、大きな影響はないと考えておりますが国内の実態も踏まえて対応してまいります。

5ページ、お願いします。条約上の義務を履行するため、政府が取り組む対策を水銀汚

染防止計画としまして2017年に策定をしております。この計画は定期的にフォローアップを行うこととしており、1回目の点検を昨年末に実施いたしました。計画どおりに措置が取られ、条約上の義務を履行していることが確認されております。

なお、この計画につきましては策定時に、産構審小委員会傘下の制度構築ワーキンググループにおいて検討されました経緯がございますので、点検結果のほうにつきましても本会議の参考資料として配付させていただいております。

資料6は以上でございます。

続きまして、資料7に移ります。

その他横断的な事項について幾つか御説明いたします。

3ページ、お願いいたします。事業者からの申請手続の電子化についてでございます。電子申請可能な手続については、電子申請の利用率が年々向上してきており、引き続き周知や使い勝手の改善を図っていきたいと考えております。また電子申請に対応していない手続につきましても2025年までに全て電子化できるよう、可能なものから速やかに準備を進めてまいります。

続きまして、6ページをお願いします。6ページから8ページは、有害性やリスクに関する評価方法の高度化についてでございます。

まず6ページですが、単一のデータのみによることなく複数の利用可能なデータや情報を組合せ、総合的に評価するウェイトオブエビデンスという考え方があり、評価の精度向上やスピードアップにつながることを期待されるものでございます。他方で、こういった手法につきましては海外でも手法の確立や普及が緒に就いたばかりである。あるいは精度の問題があることなどから直ちに規制の枠組みに組み込むものではございませんが、将来的には化審法への適用も念頭に置きつつ、調査研究を進めているところでございます。

7ページ、お願いいたします。人の毒性につきましても、ビッグデータとAIを使った予測モデルの構築に取り組んでいます。5か年のプロジェクトで、右側にありますように肝臓、腎臓、血液の毒性予測モデルの開発を行っております。

8ページ、お願いします。この研究開発につきましては本年度が最終年度ですが、一定のモデルができる見込みであります。まずはスクリーニングなどの用途で事業者の方などに御活用いただけるよう、今後周知を行っていきたいと考えてございます。他方で、化審法など規制への適用につきましては全身毒性の判定が難しいこと。まだ適用できない物質群があることなどから、現時点で見通しが立っているものではございませんが、このモデ

ルを含めまして代替試験法の規制への適用につきましては、引き続き関係者と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

9ページ、お願いいたします。成形品や最終製品につきましても、サプライチェーンを通じて含有される化学物質の情報を共有していくことが必要になってございます。

10ページ、お願いいたします。川中から川下にかけての化学物質情報の伝達につきましては、日本の場合は規制ではなく産業界の自主的な取組として現状行われておりますが、主な業界ごとの取組となっております。現在、電気・電子業界で標準化されました情報伝達手法につきまして他業界での利用を促進し、国際標準化を目指す取組が行われてございます。

11ページ、お願いいたします。他方で、業界ごとに手法が異なる部分があることから、国内におきまして電気・電子と自動車の業界で相互にデータを互換できるよう、関係業界での検討を開始したところでございます。

13ページ、お願いいたします。続いて、国際的な動向について御紹介いたします。

まず、SAICMについてです。2020年までに化学物質のリスク管理により、人健康、環境への影響を最小化するという国際的な目標が定められ、各ステークホルダーの取組により一定の成果を上げてまいりました。現在、後継目標の策定に向けた議論が行われてございますが、新型コロナの影響でスケジュールは現状白紙という状況でございます。

14ページ、お願いいたします。現在、議論途上の内容について御紹介しますと、廃棄物段階までも視野に入れたライフサイクル全体をカバーするという考え方。あるいは情報の共有・開示、安全な物質への転換、取組のインセンティブなどのキーワードが挙げられます。

続いて、16ページをお願いいたします。欧州の動向でございます。国際的に見ますと、化学物質管理に関しては欧州が先駆的に様々な取組を行っているということが言えるかと思えます。一昨年には、こちらにありますように化学物質管理に関する戦略が公表され、意欲的な内容も随所に含まれていると考えてございます。この戦略に沿った制度の構築・見直しが現在、欧州のほうで行われているところであり、引き続き欧州の動向は注視をしていく必要があると考えてございます。

資料7は以上でございます。

続いて、資料8をお願いいたします。

資料1から7までは主にこれまでの取組を御紹介するものでございましたけれども、資

料8につきましては将来に向けた化学物質管理の在り方について委員の皆様幅広く御議論いただきたく、議論用のたたき台としてお示しした資料になります。事務局としまして現時点で具体的な制度構築などの内容、あるいはその検討のスケジュールを何か決めているものではございませんので、本日、この審議会ではフリーディスカッションとして御議論いただければと考えてございます。

まず、1ページをお願いいたします。このスライドは昨年の審議会でお示したものと同じでございます。化学物質管理を取り巻く最近の動向を見ますと、幾つか大きな動きがあるのではないかと思います。例えば社会全体では循環型社会、あるいは気候変動ということが話題になってきておりますし、化学物質管理でもライフサイクルという流れになってきているかと思います。こうした国際的な議論のほか、海外の制度調和といったことも課題になってくると思われます。さらに社会のデジタル化が進み、情報の活用ということが論点になるかと考えられます。こうした状況を踏まえますと、日本の化学物質管理の在り方についても直ちに法改正、あるいは制度改正の議論ということではないかもしれませんが、将来に向けての検討が必要な論点が出てきているのではないかと思います。

2ページをお願いいたします。こうした状況を考えたときに課題と思われるものを整理して挙げてございます。

まず、1点目でございます。日本の場合、個別の目的ごとに法制度がつくられているため、結果的に法制度の隙間に落ちてしまったり、あるいは制度間での連携不足や不整合が発生しているのではないかとございます。

2点目、化学物質管理のためには充実した情報が必要になりますが、行政内部や、あるいは官民の間で、こうした情報の共有が必ずしも十分に行われていないのではないかとございます。

3点目でございます。化学物質管理は歴史的に見ますとサプライチェーンの上流側に規制をかけることからスタートしてございますけれども、ライフサイクル全体の管理ということを考えた場合には、下流側の事業者、場合によっては消費者、あるいは静脈サイドの関係者を含めて取組が必要ではないか。その場合に、行政と幅広い事業者の役割の整理が必要になってくるのではないかとございます。

4点目、グローバル化によりましてサプライチェーンが複雑になっている中で、各国間の制度のずれが大きくなると事業者の負担の増加、結果的には管理が十分にできないということにつながってくるのではないかとございます。

5 点目です。効率化や動物愛護の観点から動物試験の代替試験法の研究や導入が海外では進みつつございますけれども、日本の場合、こうした手法への信頼性の懸念等から対応が遅れがちになっているのではないかとこの点でございます。

6 点目、人材の育成や確保については現時点、あるいは今後に向けましても、産学官の共通の課題ではないかとこの点でございます。

3 ページ、お願いいたします。今御説明した課題のうち、情報共有について詳しく説明した資料になります。化学物質は一般に使われているだけでも 1 万種以上と言われてございますし、それぞれに様々な情報が紐づいてございます。他方で、こうした幅広い情報は全て完備しているわけではなく、さらに情報がある場合でも、関係者間の共有が不十分な場合があるのではないかとこの点でございます。

4 ページ、お願いいたします。以上のような課題に対しまして、今後の化学物質管理のあるべき姿、理想像について、ざっくりとしたイメージを一案としてお示したのになります。必要となる要素のうち主なものがございましてけれども、資料の下のほうを御覧いただければと思いますが、まず 1 点目はライフサイクル全体をカバーし、サプライチェーンの各段階の特性を踏まえた仕組みとするという点でございます。

2 点目、ハードローとソフトローの組合せでございますけれども、行政の一律の規制だけでなく緩やかな規制や基準、あるいは事業者の自主的な取組と最適な組合せを行っていくということでございます。

3 点目、リスク評価やリスク管理につきましても、新しくよりよいものを取り入れていくという点でございます。

図の真ん中のところでございますけれども、こうした取組の基盤となるものが情報でございます。化学物質の有害性、あるいはばく露などの情報が化学物質管理に取り組む全ての関係者の間で共有され、アクセス可能になる。そういった情報基盤が社会的なインフラとして存在するというイメージでございます。

さらに、視点として必要なのが単に懸念のある化学物質を規制すればよいということではなく、安全を確保しつつ、化学物質のメリットを生かして社会課題の解決につなげていくこと、産業競争力の強化を図るという点でございます。

さらに、右下でございます。事業者の自主的な取組の役割が大きいことから、実効性を確保するためのインセンティブを考慮するという点でございます。

また、資料に明示的な記述はございませんけれども、こうした要素が実現しますと化学

物質管理が社会で幅広く取り組まれ、化学物資管理を担う人材の活躍の場が広がり、結果的に人材育成にもつながると考えられます。また、国際的な制度調和も図られるのではないかと考えてございます。

5 ページ目以降につきましては参考資料でございまして、事業者、あるいは行政で行う化学物質管理の取組、また、その際こういった情報が必要になるかといったことを例示したものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答及びディスカッションに移りたいと思います。質疑応答は16時50分頃まで設けたいと思いますので、御発言される方はTeamsの挙手機能を御利用ください。順に指名いたします。もし御質問いただく際に配付資料の中で関連するページがございましたら、そのページを明示いただいた上で質問いただければ質問箇所が明確になりますので、御協力ください。発言が終わりましたら挙手ボタンを消してください。4名の方から御質問いただいた後に一度事務局より回答をお願いし、再度次の4名の御質問に移るようにしたいと思います。

では、有田委員、お願いいたします。

○有田委員 ありがとうございます。まず質問です。

資料2の15ページ、PFOA、エッセンシャルユースの件です。平成22年以前の議論では、消火剤としてはビルなどでの使用は仕方がないというような考え方だったと思います。消火剤としてエッセンシャルユースとする、ほかに代わるものがないとして考えられていました。ビルの駐車場などで誤って消火剤が排出されているのを見ますが、その後の回収や改善はどのようになされているのか。そのことについてまずお伺いしたいです。

それから、資料3のパブリックコメントの最後の部分です。脂肪酸カリウムと脂肪酸ナトリウム。この2点については以前の見直しのおきもパブコメ後に見直さないことになり、今回も見直さないことになりました。生分解性も良く、毒性も高くない石けん成分だからということだと思います。排出量などで対象物質としたと想っていたのですが、今回は見送ったことについての考え方を教えていただきたいと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長 有田委員の次に御発言希望の3名の方々、お願いいたします。金藤委員、お願いいたします。

○金藤委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の金藤です。よろしくお願いたします。私は質問というよりも2点ほど意見を発言させていただきたいのですが、先に質問ではなく、意見でもよろしいでしょうか。

○東海会長・小委員長 はい、どうぞ。

○金藤委員 では、2点意見を述べさせていただきます。1点目ですが、特に資料8のスライド2にありますように現在の化学物質管理制度というのは細分化され過ぎており、法をまたいだ化学物質のライフサイクル管理が必要だと感じております。そのためには、データベースには化審法という化学品の川上から川下だけでなく有害な化学物質が製品の形で入ってくる、いわゆる隠れ化学物質が国内でリサイクルや廃棄される点までも含めた大きなデータベースを手続の電子化などに合わせて、つくっていただきたいと考えております。膨大な量で大変だとは思いますが、このデータベースは今後AIなどで分析やモニタリングなど、判断にとっても有効になってくると考えます。

今隠れ化学物質と言いましたが、具体的に私が一番気になっているのは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が2012年に始まった初期頃に輸入されて、国内に設置された化合物系の太陽光発電の電池モジュールです。ちょうどそれらがこれから何年後かに寿命を迎えたり、あと業者が買取価格が低下して、倒産し放置したままにされたり、自然災害で壊れたまま地域に放置されるなど、有害物質である鉛とかカドミウムとかセレンとかヒ素などが、土壌など環境中に出てくることを大変恐れております。

グローバル化でこれからもいろいろな形で製品輸入される有害な化学物質が増えると思われまますので、それら製品輸入されたものを含めて日本国内でライフサイクルを終える化学物質が日本の中でうまくリサイクルが100%できればいいですけれども、そうではなくて、やはり廃棄されるものをまとめて管理できるように輸入される製品も全て含めた大きなデータベース、余裕を持ったデータベースをつくっていただくよう、お願いしたいと思っております。

2点目ですけれども、これは消費者啓発のほうに力を入れていただきたいということです。こちらでも消費者も巻き込んでという話がありましたけれども、化学物質に対する知識とか、リスクなどの情報を分かりやすい形で啓発することがとても必要だと考えています。今はSDGsで環境に関する意識がとても高まっていますし、中学とか、そういうところで環境教育も多くなっています。今をチャンスと捉えて、温暖化防止だけでなく総合的に化学物質の情報とか、考え方を消費者に発信していただきたいと思っております。もちろ

んこの啓発には、私ども消費者団体も協働して推進すべきだと感じています。

以上が私の意見です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

続きまして、坂田委員、お願いいたします。

○坂田委員　　日本化学工業協会の坂田でございます。幾つか意見といたしますか、質問も含めまして挙げさせていただきます。

まず最初に、資料5の化学兵器禁止法の件でございます。これは化学兵器禁止条約の締約国でない国で、そういった検証が必要な国が今も幾つかあると認識しております。ですので、そういった国が条約の枠組み内に入ってくるような、そんな取組が進められているのか。そういった国で条約の締約国になったところがあるのかどうか、その辺りを、まず教えていただきたいと思います。取組ですね。締約国を増やすところです。

次が資料7でございます。化学物質管理のところでございます。

まずは6ページです。ウェイトオブエビデンスのところですか。これにつきましては欧米で、特に人の毒性等で先行していろいろな評価に使われていると思います。ですので、そういった事例も御検討いただいて、早めに分解性評価、蓄積性評価にも取り入れていただけたらと思います。

それから8ページ、A I - S H I P Sですけれども、プロジェクトは一応今年度が最終年度と伺っております。今後は、産業界における化学物質開発等で利活用促進とお聞きしておりますけれども、やはり産業界としましては、化審法の評価で活用いただけるのだろうかというところを一番気にしております。まだまだという場合は国内を越えて、海外の行政当局、あるいは研究機関と共同研究等していただいて、A I - S H I P S が国際的に評価を受ける、そういう形で発展させていただいて逆輸入といたしますか、欧米の行政当局も認めているというところになりますと、日本の企業としてもまた利活用が進むのではないかと考えておまして、そういった海外展開についての検討状況もお聞かせ願えたらと思います。

あと14ページ、海外の国際動向です。ポストS A I C Mですけれども、コロナでI C C M 5 が延びてしまっておりますが、現状Sound Management of Chemicals and Wasteということは、はっきりいろいろな国連の文書で明記されております。ということで、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のところをもう少し踏み込んだ形で、日本の行政でも取組を進めていただければと思っております。

最後が資料8です。2ページです。こういった形でいろいろな課題を挙げていただいております。本当にこれらの課題が解決されるとすばらしいと思いますが、日本の国としての化学物質管理の方針を一本出していただけないかなと思います。EUはCSS、Chemical Strategy for Sustainabilityが出ておりますし、それからアメリカもSustainable Chemistryという概念が出ております。それに対して日本はこうなのだよと、方針を示していただきたいと思います。いろいろな法律で、それぞれ化学物質管理がありますけれども、でも一つ上に、こういう大きな概念があるのだというのを示していただければと思います。

それから4ページのところです。課題のところには、人材育成が課題と挙がっておりますが、口頭で御説明いただきました図の中には人材育成が入っておりません。例えばウェイトオブエビデンスもそうですし、資料2の14ページではPOPRCの検討委員会で議論している物質については新しいLRETの概念とか、いろいろ毒性評価の新しい考え方が入ってきております。そういったところで、サイエンスで勝負できる人材が必ず必要になりますので、先に人材を育成することが重要だということを、この在り方のイメージに該当する資料8の4ページでも打ち出していただければと思っております。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、東嶋委員、お願いいたします。

○東嶋委員　　ありがとうございます。東嶋です。音声のみで失礼いたします。私からは資料4について意見が1点、それから資料8について意見と御質問をさせていただきます。

まず資料4のフロン対策ですけれども、上流から下流の各段階でトップランナー制度ですとか、遠隔監視システム、それからフロン回収についての改正フロン法など様々な対策をしていただいて、放出を減らす体制はしっかり整ったと感じました。ですので、これからは気候変動問題に大きな関心が向けられている今のチャンスを捉えて、この現状について一般国民の関心をさらに喚起していただければと思います。今のところ主に事業者向けに周知をしていただいておりますが、例えば購買時の家電売場ですとか、ネットのモールでの啓発、それから学生や消費者への教育の機会を利用して普及啓発活動をさらにお願ひできればと思います。

それから資料8の2ページなのですけれども、ここに書かれています全体の問題意識は私も共有しております。賛成です。特にライフサイクル全体に目配りをする。そして手段

としてはITを活用するということに賛成です。

細かい点なのですが、ポツの下から2番目の動物実験の件なのですが、欧州では化学物質評価の効率化や動物愛護の観点から代替試験法の導入が進みつつあるということなのですが、確かに生命科学などの分野でも動物実験を減らすという傾向で、もう世界的には動物愛護の流れで代替試験法に移行せざるを得ない状況であると思います。日本としてもそちらのほうに移行すべきだと考えていますが、今化学物質の評価に関して我が国の動物実験の現状はどのようになっているのか。ちょっと私、化学物質に関してよく知らなかったものですから簡単に教えていただければ幸いです。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、4名の委員の御指摘に対しまして、簡潔に事務局から御返答をお願いいたします。

○宮原化学物質管理課長　　事務局でございます。

では、PFOA関係は安全室の藤沢から、化管法のパブコメ関係はリスク室の濱口から、フロン関係の周知はオゾン室の田村から、化学兵器関係については化兵室の太田から、その他ライフサイクル全般、動物試験の動き等については私からという順番で御回答させていただきます。

○藤沢化学物質安全室長　　有田委員の消火剤の話でございますけれども、まず消火剤はエッセンシャルユースではございません。使って製造する使用禁止の製品になっております。そこにある基準というのは、既に市場にあるものについての整備点検の際の基準ということで、その際に、やみくもに環境中に排出することのないようにして使っていただくといった段階に今あります。全てをいきなり取り替えるとなると社会的なインパクトというか、コストもかなり大きくなってしまうということ。あとそれを取り外してしまうということだと、また別の火災のリスクというものを勘案しまして、整備点検時に放出しないようにということで基準をつくらせていただいております。

ただ、置き換えにつきましては環境省、消防庁とも連携しながらできるだけ早く置き換えていただくように、そういった取組をしてみたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○濱口化学物質リスク評価室企画官　　資料3、化管法の関係で有田委員から御質問いた

いただきました石けん成分の件に関しまして、簡単に御説明させていただきます。見直しの考え方、基準をつくりまして、それに則って改正政令案をパブリックコメントで皆様にお示しをさせていただきました。いただいた御意見のほとんどが石けん成分に関わるものでしたが、その中で提示いただいた文献がございまして、それらを精査しましたが、さらに精査する必要があると事務局で考え、今回のリストには掲載せず、引き続きこの2物質、石けん成分については検討を進める予定です。指定の是非について今後検討が終わりましたら、お示しさせていただけたらと思っております。

簡単ですが以上です。

○有田委員 ありがとうございます。

○田村オゾン層保護等推進室長 オゾン室長の田村です。

東嶋委員、どうも御意見ありがとうございました。まさにおっしゃりとおり、気候変動問題で盛り上がっている今がフロンに対する関心を持っていただく機運だと我々も思っております。そういう意味では、どうすれば皆さんの心に響くのかということをいろいろ考えながら、Twitterなども使って工夫してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○太田化学兵器・麻薬原料等規制対策室長 化学兵器室の太田です。

坂田委員、ありがとうございます。現在、化学兵器禁止機関（OPCW）では、非締約国に対しまして条約加盟の働きかけを行っているところでございます。現在、OPCW締約国は193か国ございまして、非締約国は4か国でございます。我が国としても過去にOPCWと連携しつつ、東南アジアの非締約国に対しまして、条約の履行に関する知見を提供するなどの取組を行ってきたところでございますけれども、残り4か国につきましても引き続きOPCWと連携して、対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、我が国では、査察の件数が多く、ちょっと不公平ではないかというような御意見も頂戴しているところでございますが、現在、OPCWでも国際検査において、過去の検査で特段大きな問題がなかった事業者には検査の頻度を下げてはどうか等の議論を始めたところでございます。

以上でございます。

○宮原化学物質管理課長 化学物質管理課の宮原でございます。

では、まずは金藤委員からいただいた廃棄段階まで含めた情報の一元化、あるいは坂田委員からいただいたライフサイクル管理という点でございますけれども、おそらく流れと

しては廃棄段階まで、情報も含めて一元管理をしていくところが中長期的な方向性かと思っております。ただ現行、まず制度自体なり組織が割れているところと、特に製品中の含有から使用后、さらに廃棄段階までというところで、まずは情報をどうやって集めていくかということが課題かと思っておりますので、その辺の課題に対応した上で将来的には、そういった情報の一元化といったところも含めて考えていきたいと考えてございます。

それから金藤委員からいただきました国民、一般消費者の方への周知というところでございます。我々も着実に取組をしているかと思っておりますけれども、いかんせん、一般消費者の方への認知が不十分かなというところは認識をしております。化学物質管理の課題なり実態を分かりやすく伝えるところで、難しい点もあるかなと考えております。ぜひ消費者団体の立場から、こういった情報の出し方が分かりやすいというところのアドバイスもいただきながら、そこは引き続き工夫をしていきたいと考えてございます。

それから坂田委員、あるいは東嶋委員からいただいた動物試験の代替試験法でございます。まず現行、国内についていいますと化審法とか、そういったところで法定の試験は基本的に動物を使うところがデフォルトになっておりまして、研究段階ではアカデミアを中心に代替試験法の研究が進んでいるかと思いますが、一方で、日本の場合、動物愛護という観点からの研究というインセンティブは海外と比べてそれほど強いわけではないところなので、全体的な動きとしては、やはり欧米のほうが先行している状況かと思っております。

そういった中でウェイトオブエビデンス、A I - S H I P S も実施しておりますけれども、ウェイトオブエビデンスは先ほど御指摘いただいた海外の動向につきまして、我々でも委託調査等で若干情報は調べておりますので公表もしておりますし、別途日化協様を初め、関係者にも情報提供したいと考えてございます。

また、A I - S H I P S につきましても海外との取組が大事という御指摘でございまして、現行まだトライをしているので着実にできるかどうか分からないですけれども、O E C D でやっています代替試験法の情報提供の枠組みがございまして、そういった形で海外の方にも周知とか、使ってもらえないかといったところは取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから坂田委員からいただいた人材育成のところでもございまして、需要サイドだけでなく供給サイドでもサイエンス人材をつくっていくことが大事という御指摘かと思いました。資料8はこれで確定ではないので、今後またアップデートしていく際に、人材とい

ったところも織り込んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、中野様、お願いいたします。

○赤堀委員代理（中野様） 化成品工業協会の中野でございます。御説明ありがとうございました。私からは全体的な点につきまして、あと資料2の化審法につきまして、資料3の化管法につきまして、この3点についてコメントとお願いをさせていただきます。

まず全体的なところでございますけれども、化成品工業協会は中小企業の割合が約70%と高く、限られたリソースの中で種々の法令分野への対応について個々に担当者を設けることができず、兼務しているのが実態でございます。

SDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、化成品工業の分野でも化学物質の製造からリサイクル、もしくは廃棄までのライフサイクルを通じた管理の重要性が増しております。化審法、化管法など以外にも所轄は異なりますが労働安全衛生法における自律管理制度への移行、向こう3年間で1,700を超えるラベル、SDS及びリスクアセスメントの実施、義務対象物質の追加が進められております。その必要性は十分理解するところでございますが、化管法、安衛法、JISの改訂など、複数のSDS改訂の案件がおのおのばらばらに進んでしまいますと、事業者、特に中小企業にとって大きな負担となってしまいます。適正なライフサイクルを通じた化学品管理を効率的に実現するために、経産省様には今後とも厚労省様、環境省様など関係省庁様との連携を強化して進めていただきたく、この場をかりてお願い申し上げます。

また、事業者の自主的取組を推進される際にはリソースの乏しい中小企業に対して御配慮いただき、中小企業にとっても実施可能な取組となりますよう、十分な御支援をお願い申し上げます。

次に、化審法に関して、14ページの部分でございます。海外で複数の物質に対してPOPs条約における廃絶対象物質への追加の検討が進められており、附属書A、B、Cへの追加が最終決定された場合に化審法第一種特定化学物質に指定され、廃絶されるという見込みでございますが、第一種特定化学物質の指定に当たっては製品の回収などの事態が生じないように、円滑な廃絶に向けてできる限り早い時期からの中小企業、末端川下企業を含めたサプライチェーン全体に対する周知をお願いいたします。

最後に化管法に関してですが、押印の廃止、管理番号の導入、CAS番号定義リストの

公開、施行時期の御配慮、不飽和脂肪酸のナトリウム塩、カリウム塩、第一種指定見送りなど、事業者の要望を踏まえた現実的な対応を実施いただき、誠にありがとうございます。

施行時期の変更により事業者にとってある程度の準備期間を確保していただきましたが、SDS作成の基本となるGHSの分類。特に混合物のGHSの分類、SDS・ラベル作成については、混合物としての物理化学的研究データの取得が必要となります。

また、NITEがGHS、混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs）を提供しておられますが、それらを実際のSDS・ラベルに落とし込むには一定の専門性が要求され、リソースの乏しい中小企業では作成を外注に頼らざるを得ないなど、技術的にも経済的にも苦戦しているのが実績ではないかと考えております。

つきましては、相談窓口の設定であったり、サプライチェーンを通じた事業者全体への十分な周知、また参考となる情報の開示、システムの提供、経済的な支援を実施していただくとともに、それらの周知など引き続き御支援いただきますよう、お願いいたします。

私からは以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、織委員、お願いいたします。

○織委員　　ありがとうございます。今回1年間分の化管法と化審法の動向を大変コンパクトにまとめていただいて、規制がうまくいっていることがよく分かりました。私からは資料8を中心にコメントさせていただきたいと思います。

資料8の4ページで、ソフトローとハードローの組合せと情報活用という新しい方法、企業の自主的なインセンティブを活用した方向、この方向性は、非常にあるべき方向でいいと思います。

ただ、それを今の化審法、化管法の2つの規制法の間でどのように位置づけていくのかということを考えていくと、さっきどなたかもおっしゃっていましたが全体的な国の方針や概要、化学物質の在り方みたいなものをつくっていく総合的な化学物質管理法といったものを、また検討を始めてもいいのではないかと思います。総合的な化学物質管理法については、その制定について5年ほど前から結構議論されてきました。今回も発表の中心が化学物質の中で政策をどうやって横断的にしていくかということですが、やはりSDGsですとか、温暖化という他の政策と化学物質管理がどのように組み合っているのかというところが、今回の発表の中ではなかなか見えにくいです。

一般の方に分かりにくいという話がありましたが、そもそも国全体の目標としてSDG

s 中の17の目標で私たちが今までやってきた化学物質管理規制が、あるいは化学物質管理の企業の在り方がどのように役に立っているのか。そういったことを端的に示した情報も提供されるべきではないかと思っています。

特にターゲットの中では、まさに化学物質管理そのものを要請しているターゲットもありますので、SDGs 目標の中における化学物質管理はすごく重要になってきている中で、私たちの施策とSDGs、あるいは温暖化、気候変動の施策とどのように結びついて、どういう形で役に立っているかということをもう少しアピールしていく。あるいは、それが分かりやすい総合的な化学物質管理法というものの制定を、もうちょっと上の話で議論していてもいい時期に来ているのではないかなという点が1点です。

それからOPCW、国際検査の話なのですが、これはほかの2本に比べてなかなか目立たないところなのですが、ノーベル賞も受賞した国際的には非常に重要な役割を日本として担っていると思います。そうした中で、コロナ禍において活動が難しい中でも着実にやられていらっしゃることに對して、この場で改めて敬意を表したいと思っております。

ただ、先ほど業界の方がおっしゃったように、どうしても行きやすい先進国などに集中している運用上の問題が幾つか散見されるかと思っておりますので、より簡易な方法でやっていく方向を、ぜひOPCWに日本政府からもコメントを言っていく形を続けていただきたいと思っております。

私からのコメントは以上です。時間的配慮をありがとうございました。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

続きまして、有田委員、お願いいたします。

○有田委員　質問を先にさせていただいて後で意見を行おうと考えていたので、先ほどのご回答についてはありがとうございました。過去に先ほど申し上げたような議論があり、市中にはいまだ残っているPFOAの管理方法など、どの程度把握されているのかも聞きしたかったのですが、それにつきましては結構です。

意見としましては2000年以降、環境省、経済産業省、厚労省と3省で横串を刺した議論、連絡会議があり非常に前向きに進めていたと思います。織委員がおっしゃったような総合的なということも言われては消えたような感じですが、資料8の最後の箇所の意見としましては、過去に事業者が企業秘密を守りながらも情報共有をしていくことを議論していましたが、情報共有が進まなかったと思います。化学工業会は化学工業会で独自の情報の在り方を、国際的な状況や情報も出しながらコミュニケーションにも非常に努力もされていた

のは分かっています。そういう意味では改めてこのような提案をし、もう一度構築し直す、過去に目指していたが達成できなかったことを再度チャレンジしていくことは重要だと思います。資料8全てのことができるかどうかは別としましても、ぜひ目指していただきたいと思います。

あとAI-QSARのことも出されていますが、QSARについては研究者の方でも、意見が分かれ使えないというような御意見があって、思ったよりは活用されていないようでした。当初、QSARについてお聞きしたときには非常に画期的だと思い期待しました。活用できるのであれば、ぜひ進めていただきたいと思います。

先に質問だけ行いましたので改めて意見を申し上げました。東海先生、ご配慮いただきまして、ありがとうございました。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

続きまして、堀谷委員、お願いします。

○堀谷委員　日本化学エネルギー産業労働組合連合会の堀谷と申します。初めての参加です。どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。私からは質問を1点と意見を2点、お願いしたいと思います。

まず質問ですけれども、資料4のフロン対策の動向でございますが、11ページ目の図で機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷して、直近でも4割弱にとどまるという記載があるわけですけれども、地球温暖化対策計画では目標回収率を2020年度に5割、2030年度に7割というように定められています。足元でも大きな乖離となっており、さらなる対策が必要と思われませんが、目標との乖離の要因と今後の方向性について伺えればと思います。

続いて、意見ですけれども、1つ目は資料2の化学物質審査規制法の施行状況とリスク評価の動向についての14ページをお願いいたします。資料の2点目の最近の動きに記載されている各種化学物質については、加工助剤、界面活性剤、紫外線吸収剤、殺虫剤、難燃剤といった化学業界で使用頻度の高い物質についての規制動向であります。化学であったり、塗料であったり、医薬でありますけれども、こういった関係業界の知見を基に十分なリスク評価をお願いしたいと思います。また、代替物質の技術開発から実用化までのプロセスを構築しつつ、同等の性能等を達成するための検討においては時間とコストを要することから早急な実用化に向けての支援施策の整備をお願いできればと思います。

2つ目の意見ですけれども、資料7の化学物質管理に関する横断的な取組等についてということで、9ページ目です。製品含有化学物質情報については上流側の原料が多岐にわたり、また含有判定の認識が企業間で必ずしも統一をされていないということで、統一フォーマットが存在しないことから川下の業者における情報入手や、その精度に大きな課題を抱えていると感じております。化学品素材加工成形メーカーにおいても、その対応に大きな工数を要しているのが実情ではないかと考えます。国際標準の規格統一や整備をより一層加速していただき、統一的なデータフォーマットで信頼性の高い情報を使用者が簡易に入手できるスキームを構築いただければと考えます。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、4名の委員の方の御質問、御意見に対しまして、事務局のほうから簡潔にお答えをお願いいたします。

○宮原化学物質管理課長　　事務局でございます。

では、まず化管法関係につきましてリスク室の濱口から、フロン回収につきましてオゾン室の田村から、OPCWについて化兵室の太田から、残りの点について私、宮原からの順番で御回答申し上げます。

○濱口化学物質リスク評価室企画官　　まず化管法について、中野委員、御意見ありがとうございます。多数の物質が対象であり、入れ替えもございます。事業者の方々には円滑に施行に御対応いただきたいと思い、これまでセミナーの開催やガイドの作成、公開等を進めてきております。また、GHS分類等についても今取り組んでいるところでございます。可能な限り、先ほど御提案いただいたようなことを踏まえながら、御支援できるように努めてまいりたいと思います。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

○赤堀委員代理（中野様）　　よろしくお願いいたします。

○田村オゾン層保護等推進室長　　続きまして、オゾン室田村から、堀谷委員、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、4割を初めて超えたというように申し上げましたけれども、目標とは乖離があるということは御指摘のとおりでございます。そのために2020年から改正フロン法で規制を強化いたしまして、それを我々執行していたところでありまして、その周知がもしかしたら十分ではなかったのかもしれませんが。

ただ、昨年11月には規制強化をしてから初めて摘発事例がございまして、これはテレビや新聞などでも大々的に取り上げられましたので、結構皆さんの中では御存じの方が多い

かと思っております。我々こういったことも含めまして、さらに周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○堀谷委員　ありがとうございます。

○太田化学兵器・麻薬原料等規制対策室長　続きまして、化学兵器室の太田と申します。

織委員、御質問ありがとうございました。また、こういった活動について御理解いただき、ありがとうございます。我々もコロナ禍におきまして、昨年11月に査察官の入国手続が非常に大変でしたが、何とか実施することができました。その後、オミクロン株でまた査察官の入国が厳しい状況になり、今中断をしているところでございますので、引き続き我々も感染の状況を注視し、対応してまいりたいと思います。

一方、検査が行きやすい国に集中しているのではないかと御質問ですが、先ほど少し申し上げましたように、OPCWでは、過去の検査で大きな問題がなかった事業所については査察の頻度を下げてはどうかというような提案がなされ、議論も開始されているところでございまして、我が国としてもそういった提案を受け入れる。賛成の意を表しているところでございます。今後大きく変わっていくのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○宮原化学物質管理課長　化学物質管理課の宮原でございます。

まず中野委員からいただいた中小企業への御支援ということございまして、当然リソースが限られている中での対応ということになりますので、情報提供とか、管理上の必要なツールといったところについては、引き続き我々のほうでもできるだけ御支援させていただきたいと考えてございます。

また化審法の一特規制とか、あるいは堀谷委員から御指摘いただいたPOPsの規制につきましても、基本的には国際的な専門的議論をベースにするということでございますけれども、国内の事業者への影響も出てきますので早い段階からの周知とか、あるいは実態を踏まえてどうしていくかといったところの御相談は、関係する業界ともさせていただきたいと考えてございます。

それから織委員からいただいた総合管理法に向けた取組、あるいは有田委員からいただいた横串の連携、先ほど坂田委員からいただいた国としての統一方針の在り方、あるいは中野委員からいただいたSDSの連携です。こういった話はベースとしてはつながってい

るかなと思っております、いずれにせよ、大きな方向性としては当然やっていかなければいけないテーマで、一方で、現実の課題はもろもろたくさんあるかと思っております。

ただ、我々経産省だけで当然取り組めるものではなくて、まず関係省庁が連携して議論をしていくといったことが必要になりますので、できるだけチャレンジしたいと考えていますので、今日いただいた御意見の内容を各省のほうにも共有させていただいて、そういった議論をできれば今後進めていければなと考えてございます。

それから、堀谷委員からいただいたサプライチェーン上での情報伝達です。こちらにつきましても、おっしゃるとおり各サプライヤーさんの負担にならない標準化というところが大事ですので、今の取組をベースに標準化の動きといったことは今後も進めていきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

それでは、玄地委員、お願いいたします。

○玄地委員 産総研の安全科学研究部門の玄地でございます。今回から参加させていただきます。初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。

私、化学物質管理というよりも専門はLCAでございまして、先ほど来、ライフサイクルというお話が非常に出てきました。SDGsに製品のライフサイクル通じ、適正な化学物質管理という話が出てきてから、化学物質リスクの話とライフサイクル、LCAの話というのは非常に近づいている感じがしているところでございます。

先ほどの議論でいろいろあるところでございますけれども、ライフサイクル全体での化学物質管理という点では、排出の記述とLCAでの排出物の記述、サーキュラーエコノミー等での廃棄物や、あるいは物質のやり取りに関して、システム化という点ではかなりベクトルとしては同じかなと思うところでございます。

先ほど、御回答の中でも、それは横串を刺してということはありませんけれども、特に化学物質管理課、あとLCA関係では貴省の環境経済室等、関係部署とぜひいろいろ連携しながらシステムを作るのであれば同じような仕組みでのせられないかなと思うところでございます。化学物質管理課は法律対応であり、一方、LCAは法律的なものはないということもあって、その点方向性が異なる点もあるかと思いますが、ぜひ御検討いただければと思うところであります。

私からは以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、森川委員、お願いいたします。

○森川委員　　日本化学工業協会の森川でございます。よろしくをお願いいたします。私からは2点、資料3に関する質問と、資料8に関する質問になります。

まず資料3の8ページに、パブリックコメントのときからの主な変更点のところ、一部の物質についてはIUPAC命名法に則った名称に見直したというような文章がありますが、IUPAC名にまだ則っていない名称が残っているのかどうかということをお聞きしたいと思います。といいますのも、もし残っているとすると、化合物を特定するという意味での定義が曖昧になっている物質があるのではないかなということをお聞きしたいと思います。

もう1つが、資料8の4ページ。先ほど玄地先生のほうからもお話がありましたし、その前にも幾つかお話がありましたが、ライフサイクルを考慮した制度を考えると、SDGs、温暖化も含めてカーボンニュートラルの議論でもライフサイクルを通じての管理がかなり求められていることもあって、こういうものの連携が取れるのであれば、ぜひそのようにお願いしたいと考えています。多分ですけれども、これからカーボンニュートラルというのが一番ベースになっていくのではないかなと思いますので、カーボンニュートラルのライフサイクルの中で、こういうものも同時に管理できれば非常に良いのではないかと思いますので、ぜひその辺のところを今後の検討課題としていただきたいと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、柿本委員、お願いいたします。

○柿本委員　　柿本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。御説明ありがとうございました。私からは現状に関して2点、資料4と資料6。それから国際動向などに関して2点ほどコメントでございます。私より先に発言された委員と重なるところも多いのですが、発言させていただきます。

まず資料4のフロンに関してでございますが、堀谷委員と同じ意見でございます、私も40%という数字は余り喜んではいけない数字だと思っております。私は昨年も同じ意見を申し上げております。来年はこのようなコメントをしないで済むように取り組みを強力に進めていただくようお願いいたします。

冷媒に対してNEDOプロジェクトが出てまいりましたが、それぞれのプロジェクトが

全て継続的で実効性のあるプロジェクトになるように期待をしておりますので、よろしく
お願いいたします。

2点目、これも昨年同様ですが、資料6の手續の電子化というところでございます。な
かなか進んでいないようにも見えるのですが、これは手續だけにかかわらず、電子
化というのはいろいろな場面で必要になってきております。これは中小企業全体への支援
につながっていく問題だとも思っております。ぜひ丁寧に進めてください。

それから将来に向けてというところで、資料7の16ページでしたか。EUはもう既にP
FASのところに向かっているという話も出ておりますが、ぜひ日本でもPFOSでなく
PFAS、より広範な有機フッ素化合物への取組ということが必要になるかと思えます。

それに連なって資料8、主な課題のところ、課題認識としてはとても的確に挙げてい
ただいていると思えますが、いかに課題を克服していくかということが重要だと思ってお
ります。ただ、ほかの委員の方からもありましたけれども、日本は個別的に対策を立てて
いるように思われます。EUのように総合的で体系的な対策となることを期待いたします。
以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員　　齋藤でございます。実は今の柿本委員とほとんど同じことをお願いしよう
と思っていたところなんです。

私もEUの化学物質戦略のところでのPFASの話が、少し気になったところです。今
日はフロン対策関連のほうから出席させていただいておりますが、皆さん御承知のとおり
業界を挙げて次世代低GWP冷媒への転換に取り組んでいますが、次世代冷媒がPFAS
に関連するようなどころも出てくるかと思えます。このような状況ですと、結局転換して
みたら使えなくなってしまうようなことがあると非常に問題かと思っております。必須用
途は除くとも書かれていますが、ヨーロッパは非常に動きが早いので、結局廃止の方向に
動くということも十分考えられると思っております。ぜひとも国際的な動きのフォローと、
早めの情報公開をお願いしたいと思っております。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから簡潔に御回答をお願いいたします。

○宮原化学物質管理課長　　事務局でございます。まず化管法関係の御質問についてリス

ク室の濱口から、フロン回収等につきましてオゾン室の田村から、残りは私、宮原から御回答申し上げます。

○濱口化学物質リスク評価室企画官 リスク室の濱口です。

森川委員から御質問いただきました I U P A C 命名法の関係について御説明させていただきます。法令で名称をつける場合には現行法令で使用されている化学物質の名称が優先されることとなりますので、その名称があれば現行で使われている名称が付与されますが、今般の改正では可能な限り I U P A C 命名法による名称を付与いたしました。ただ、対象物質が必ずしも明確でない部分があり得るかもしれませんので、どのような物質であるかをより明確にするために、N I T E のホームページにおきまして C A S 番号を参考情報としてお示しするなど、より分かりやすい情報提供に努めさせていただいております。

簡単ですが以上でございます。

○田村オゾン層保護等推進室長 フロンに関してオゾン室の田村から回答させていただきます。

柿本委員がまさにおっしゃるとおりでして、4割とって喜んでいられないというのは、まさにそのとおりだと思っております。どうしたら増やすことができるのか、上げることができるのか。我々本当に頭を悩ませているところでありますけれども、ぜひこれだけ上がりましたと言えるように、これからも頑張っていきたいと思っております。

それから N E D O プロに関しまして、こちらももちろん実用化につなげることが大変重要だと我々思っておりますので、そのような形で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

それから齋藤委員がまさにおっしゃるとおりで、代替冷媒の開発は我々非常に苦労しているところでございますけれども、国際動向が大変重要だということも十分承知しております。これからもぜひそういった動向を注視しながら、代替冷媒の開発も進めていければと考えております。

私からは以上です。

○宮原化学物質管理課長 化学物質管理課・宮原でございます。

まず玄地委員、森川委員から御指摘いただきましたライフサイクル全体での管理について他分野との連携という点でございます。まさにおっしゃるとおり大きなテーマですし、当然同じサプライチェーンを管理する中で、いろいろな項目が一元的に管理できるところが最終ゴールかと思っております。一方で、それぞれの分野の取組の進捗度合いは多分差

が出てくると思いますので、先行する取組と後からスタートする取組がうまく連携できるような形というところは考慮しながら、進めていく必要があるかと思っております。

いずれにせよ、先ほどから議論からありますように化学物質管理の中だけでも省庁間、関係者の連携というところもありますし、温暖化とか資源循環とかSDGs、他分野の中での連携というところが非常に重要な要素になってきていますので、そういった御指摘を踏まえてできる限り連携をしてまいりたいと考えてございますし、先ほど御指摘のあったようなSDGsとか、温暖化といった文脈の中で我々化学物質管理がどういった位置づけ、関係性にあるかといったところももう少しクリアに説明をして、関係者の御理解を得ていくことが大事と考えてございます。

それから、柿本委員に御指摘いただきました手続の電子化のところですか。かなり進んでおりますけれども、最後の100%に近づけるところのハードルは引き続き残っていると思っております。特に中小企業の事業者が多いと推察しておりますけれども、周知とか、あるいは使い勝手の向上とか、サポートは継続的に行っていきたいと考えてございます。

それからPFASの点、柿本委員、齋藤委員から御指摘をいただきました。現状我々としてはPFASについて、一元的に規制をかけるにはまだまだエビデンスが全部そろっているわけでもないですし、非常に広範な用途で使われているところもあって欧州のような現状を我々取ってございませんけれども、いずれ海外のほうでそういった議論が起きてくるころがありますので、引き続き後手に回らないような形で情報収集と、我々の対策といったところは考えていきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、御発言希望の方は全員が発言されておりますけれども、何か追加の御発言希望がございましたらお願いいたします。――ほぼ予定していた時間に近づきつつありますので、次の議題の2に移りたいと思います。

議題の2は「化学物質審議会の審議状況等に関する報告」について、事務局から資料9を基に説明をお願いいたします。

○藤沢化学物質安全室長　藤沢から資料9に基づいて説明をさせていただきます。

化学物質審議会の審議状況等でございます。現在、化学物質審議会には審査部会と安全対策部会の2つが設置されております。2つの部会の審議状況を御説明いたします。

2.(1)審査部会になります。1ページから2ページにかけて記載されております。審査

部会の審議事項ですが、化学物質の性状に基づいて判断する事項。具体的には有害性データ等に基づきまして、審議をいただいているところでございます。年10回ほど開催しており、毎回新規届出データの審査、判定を実施していただいております。さらに今年度は7月の書面審議におきまして第一種特定化学物質の指定、PFOA関連物質の指定の再判定をしていただきました。

次に、新規化学物質の審査件数です。2ページに表がございしますが、ここは令和元年度と令和2年度、令和3年度はまだ途中ですが、ここには大体年間300件後半から400件前半の審査を実施しているところでございます。令和3年度も大体400件弱ほどになるのではないかと考えているところでございます。

3ページに進みます。(2)安全対策部会になります。こちらは3ページから6ページにかけて記載がされております。まず審議項目としましては化審法関係と、もう1つ化管法関係がございしますが、令和3年度は化審法のみ審議が年間4回ほど実施されております。

4ページの審議結果でございします。今年1月18日に、安全対策部会におきましてPFOA関連物質の第一種特定化学物質の指定に伴いまして、それらが使用されていた際に輸入が禁止となる製品や例外的使用、エッセンシャルユースについて御審議をいただきました。

1.の表には政令で定める禁止製品としましてフロアワックスから、先ほど御質問がありました消火器等、そちらの製品が指定されております。

2.の表でございします。こちらには政令で定める用途、エッセンシャルユースです。この2つの物質、2つの用途に限って使用を認めていく方向になっております。

3.の表ですが、技術の指針に従う製品としまして消火器、消火剤について整備・管理の際に排出しないようにしてもらうために指定したものでございします。

また、(b)として毎年実施しています化審法の優先評価の物質指定、(c)としましては優先評価化学物質のリスク評価の審議が書かれております。

令和3年度もコロナ禍の中で審査部会、安全対策部会も書面審議、またはWebでの審議で開催させていただきました。各部会の委員の皆様は毎回大部の資料に目を通していただくなど本当に協力いただきましたこと、この場をおかりしましてお礼申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

以上、簡単ですが、審議会の審議状況についての御報告になります。

○東海会長・小委員長 ありがとうございました。

本報告事項につきまして御質問等ございます場合は、先ほどと同様にTeamsの挙手機能

を御利用ください。——いかがでしょうか。特に御質問等ございませんでしょうか。

それでは、特段、この議題2に関しましては委員の皆様方から御意見、御質問等はないということで、終了させていただきたいと思います。

それでは、これもちまして全ての議事を終えることとなります。

最後になりますが、私から一言、意見を述べさせていただければと思っております。

1つは、多くの委員の皆様方から既に指摘されていたことではありますけれども、人材育成のことに關するものです。御承知のように人材といいますのは一度途絶えてしまいますと技術あるいは経験の継承を含めて、回復するまでには非常に多くの資源の投入が必要となります。

したがって、絶やさないということが基本的な戦略として大事だと思うのですが、先ほど既に事務局からもございましたようにポストS A I C Mでの化学の支えの必要な課題ですとか、EUでの製品廃棄物環境の一元的な管理など、世界的な潮流から来るところのリスク評価の範囲の拡大に対応していく上での人材の必要性というものは高まる一方でありますことから、産総研のような国研と大学と産業界の連携した取組などのスタートが遅れてしまえば、遅れた分、社会実装も遅れることになると考えております。

したがって、化学物質管理の問題の広がりには既に何名かの委員の方々からも指摘がございましたように技術的な課題、それから政策対応の課題とともに、広く社会課題としての性質というものも強くなりつつあるために、ぜひ化学物質管理を技術の課題、それから政策対応の課題、そして社会課題の解決。そういう枠組みの下で国研、産業界、そして大学が連携して答えを出していく、その1つのモデルといったものが形成されていくことを強く期待しております。ぜひこのような活動を支える仕組みなどを事務局で御検討いただければ幸いに存じます。

以上、ありがとうございました。

それでは、これもちまして化学物質審議会、化学物質政策小委員会の合同会合を終了いたします。本日いただきました御意見等を踏まえ、事務局におかれましては今後の化学物質管理政策を進めていただきますよう、お願いいたします。

議事進行を事務局にお返しいたします。

○楠田補佐 事務局の楠田です。

東海会長、委員の皆様、本日は忌憚のない御意見をいただき、誠にありがとうございました。

今後の予定としましては、本審議会、小委員会は年1回程度、開催を予定しております。
それ以前に開催の必要が生じた場合は各委員の皆様に御連絡申し上げます。

それでは、以上をもちまして化学物質審議会、化学物質政策小委員会の合同会合を終了いたします。ありがとうございました。

—了—

お問合せ先

製造産業局 化学物質管理課

電話：03-3501-0080